第62号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

上記の議案を提出する。

令和元年12月3日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、職員の給料月額を改定する等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

第1条 東京都台東区職員の給与に関する条例(昭和26年9月 台東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の95」を「100分の1 10」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の110分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

第2条 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第21条の4第2項中「100分の110」を「100分の 102.5」に、「100分の130」を「100分の122. 5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分 の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、 「100分の130」を「100分の122.5」に、「100 分の65」を「100分の60」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第21条の4第2項及び第3項の改正規定並び に次項及び付則第6項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和2年4月1日
- 2 第1条の規定(第21条の4第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の 級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事 委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日におけ る号給については、任命権者は、その者が施行日において職務 の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要 と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の 規定による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適 用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその 受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日におけ る号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規 定による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例の規定 が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の 規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる 限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整 を行うことができる。

(東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 読替え)

5 施行日以後の東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例(平成30年3月台東区条例第4号)付則第5項 の規定は、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月 額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「の うち施行日以降にその者の受ける給料月額が東京都台東区職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年12月台 東区条例第 号)の施行の日の前日においてその者が受けてい た東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成30年3月台東区条例第4号)付則第5項の規定による 給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)」と読み替えて適用する。

(委 任)

6 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。